平成２４年（フ）第３２号
北海道苫小牧市新明町５丁目６番16号
債務者　寺本　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４４号
北海道苫小牧市大成町１丁目７番１―301号
債務者　佐藤　元信
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４６号
北海道苫小牧市山手町１丁目２番24号　山手桜マンション101号
債務者　細川ゆかり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９号
宮城県石巻市垂水町２―１　仮設垂水団地５―１号棟、住民票上の住所宮城県石巻市長浜町３番25号
債務者　根本　惠子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
岐阜県可児市中恵土1930番地１グリーンタウニィ105
債務者　松場　ヒロ
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１４２号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1701
債務者　原田　朝子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５号
愛知県北名古屋市熊之庄城ノ屋敷3021番地３
債務者　松田　仁美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９８号
名古屋市東区砂田橋５丁目３番30号　コーポ上野104号
債務者　林川　美幸（旧姓師岡）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
三重県津市安濃町大塚542番地
債務者　倉田　昌哉
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目19番10号　雇用促進住宅１―207
債務者　川喜田友彦
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
三重県鳥羽市安楽島町1045番地16　フジタ第６鳥羽マンション6109号、住民票上の住所三重県津市戸木町4152番地285
債務者　加藤　幸枝
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６号
三重県津市久居緑が丘町２丁目16番地７
債務者　長岡奈央子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
三重県尾鷲市北浦町７番８号
債務者　伊藤浩太郎
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第７７号
滋賀県湖南市吉永145番地11
債務者　中西　暢子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６７号
大阪市大正区小林東２丁目１番３―811号
債務者　渡邊留美子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３９号
大阪市東淀川区北江口３丁目２番44号
債務者　新井　圭祐
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４８号
大阪府池田市建石町８番12―505号、申立時の住所大阪府池田市五月丘２丁目５番111―201号
債務者　佐々木昭博
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部